

兵庫県公報

平成30年11月1日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第54号）

身体障害者福祉法施行規則の一部改正により、視覚障害に係る身体障害者障害程度等級表が見直されたことに伴い、自動車取得税又は自動車税の減免について所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月1日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第54号

兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県税条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項第3号イの表中「各款症」を「各項症」に改め、同条第2項第1号アの表及び第3号アの表中「4級の2」の右に「及び4級の3」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の兵庫県税条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第27条第2項の規定は、平成30年7月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

3 改正後の規則第33条の2の2において読み替えて準用する改正後の規則第27条第2項の規定は、平成30年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成29年度分までの自動車税については、なお従前の例による。